

JIS 認証料金表

2026 年 10 月 1 日改定

一般財団法人 ベターリビング

この料金表は、一般財団法人ベターリビング（以下、CBL）が実施する JIS 認証の評価等に係る費用について記載しています。

<料金表をご覧ください上でのご注意>

- (1) この料金表によりがたい場合は、評価の実施にかかる費用をお見積もりいたします。
- (2) この料金表には、以下の費用は含まれていません。別途必要となりますのでご注意ください。

- ・工場評価日以外の日に行うサンプリングに係る費用
- ・CBL がサンプリングした製品の試験に係る費用
- ・再評価に係る費用
- ・評価員の出張等に係る費用（注 1）

（注 1）CBL の事務所（東京都内）から評価を実施する場所に到着するまでに必要な交通費（交通機関の最寄りの駅・バス停等から評価場所までのタクシー代金等を含む）及び宿泊費のことです。なお、交通費は実費とし、宿泊費は当財団の旅費規程に基づきます。

- (3) 振込みに伴う諸費用は、申請者にご負担していただきます。
- (4) お支払いただいた料金は、原則としてご返却いたしません。

1. 新規認証評価に要する費用（別表 1 参照）

- (1) 初回工場評価に要する費用
- (2) 初回製品試験に要する費用
- (3) 登録料（新規認証時）

2. 認証維持確認（更新）評価に要する費用（別表 2 参照）

認証維持確認（更新）評価は、認証された日から起算して 3 年以内毎に 1 回行います。なお、定期評価とは別に臨時に評価を行うことがあります。臨時に評価を行う場合の費用は、別途、お見積もりいたします。

- (1) 認証維持確認（更新）工場評価に要する費用
- (2) 認証維持確認（更新）製品試験に要する費用
- (3) 登録料（更新認証時）

3. 変更評価に要する費用（別表 3 参照）

- ・料金は、変更内容により異なります。

4. フォローアップ評価に要する費用

- ・120,000 円／1 人日（60,000 円／0.5 人日）（税別）
- ・是正項目が複数ある場合は、20,000 円／1 項目（税別）が加算されます。
- （注）フォローアップ評価とは、評価の際に不適合が報告され、申請者がその不適合に対して是正処置を行い、再度その是正内容を申請者の工場において評価する費用で、出張等に係る費用は含んでおりません。CBL の事務所で評価を行う場合は別途お見積もりいたします。

5. 認証評価料金の特例

申請内容を勘案し効率的な評価が実施できる等、適切な事由があると当財団が判断する場合は、「1. 新規認証評価に要する費用」及び「2. 認証維持確認（更新）評価に要する費用」を減額します。

■ 新規認証評価料金

別表 1 に示す料金は、新規に申請する場合の標準的な評価料金です。本表によりがたい場合は別途お見積もりいたします。

別表 1 新規認証評価料金

(税別)

項 目			基準 (A) ・ (B)	JIS 認証工場	
初 回 工 場 評 価 料	1 社 1 工場 1 規格 1 種類の申請		510,000 円	440,000 円	
	1 社複数工場の一括申請※ ¹ (1 工場追加する毎に加算する料金)		440,000 円	380,000 円	
	1 社複数種類又は区分（同一規格）の同時申請※ ² (1 種類又は 1 区分を追加する毎に加算する料金)		60,000 円		
	1 社複数規格（類似製品の JIS 規格）の同時申請※ ³ (1 規格追加する毎に加算する料金)	主工場	95,000 円		
		追加工場	55,000 円		
初 回 製 品 試 験 料	立会いによる場合※ ⁴		230,000 円		
	第三者試験※ ⁵ （試験所評価を要する場合）		450,000 円		
	第三者試験（CBL との契約試験所のデータを活用する場合）		10,000 円／項目※ ⁶		
	製品試験が 1 日増えた場合に加算する料金	立会いによる場合※ ⁴		120,000 円	
		第三者試験（試験所評価を要する場合）※ ⁵		230,000 円	
1 規格当りの登録料（新規認証時）			45,000 円		

※基準 (A) : JIS Q 9001 又は ISO9001 の認証登録に基づかない申請の場合。

基準 (B) : JIS Q 9001 又は ISO9001 の認証登録に基づいた申請の場合。

■ 認証維持確認 (更新) 評価料金

別表 2 に示す料金は、更新で申請する場合の標準的な評価料金です。本表によりがたい場合は別途お見積もりいたします。

別表 2 認証維持確認 (更新) 評価料金

(税別)

工場 評価 料	項 目		基準 (A) ・ (B)		
	1 社 1 工場 1 規格 1 種類の維持		440,000 円		
	1 社複数工場の一括調査※ ¹ (1 工場追加する毎に加算する料金)		380,000 円		
	1 社複数種類又は区分（同一規格）の同時調査※ ² (1 種類又は 1 区分を追加する毎に加算する料金)		60,000 円		
	1 社複数規格（類似製品の JIS 規格）の同時調査※ ³ (1 規格追加する毎に加算する料金)	主工場	80,000 円		
追加工場		45,000 円			
製品 試験 料	立会いによる場合※ ⁴		200,000 円		
	第三者試験※ ⁵ （試験所評価を要する場合）		390,000 円		
	第三者試験（CBL との契約試験所のデータを活用する場合）		10,000 円／項目※ ⁶		
	製品試験が 1 日増えた場合に加算する料金	立会いによる場合※ ⁴		120,000 円	
		第三者試験（試験所評価を要する場合）※ ⁵		230,000 円	
1 規格当りの登録料（更新認証時）			45,000 円		

※：工場評価料は1日で実施する場合に適用し、2日以上を要する場合は120,000円/1人日、又は60,000円/0.5人日が加算されます。

※基準(A)：JIS Q 9001又はISO 9001の認証登録に基づかない申請の場合。

基準(B)：JIS Q 9001又はISO 9001の認証登録に基づいた申請の場合。

※1：当該料金は各工場の品質管理体制が同一である場合に適用します。

※2：当該料金は以下の全てを満たす場合に適用します。

- ・同一の日本産業規格であること。
- ・品質管理体制が同一であること。
- ・製造工程がほぼ同一であること。

※3：当該料金は以下の全てを満たす場合に適用します。

- ・品質管理体制が同一であること。
- ・製造工程がほぼ同一であること。

※4：評価員（2人）で立会試験（1日）を実施した場合（半日の場合は半額）

※5：評価員（2人）で試験所評価（1日）を実施した場合（半日の場合は半額）

※6：1試験項目当りの単価

■ 変更評価料金

別表3に示す料金は、変更の申請をする場合の標準的な評価料金です。本表によりがたい場合は別途お見積もりいたします。

別表3 変更評価料金

（税別）

分 類	変更評価料金	変更の程度	備 考
変更A	新規料金の50%～80%	変更の程度が大きいもの	
変更B	新規料金の20%～40%	変更の程度が中程度のもの	図書による評価が可能で、 現地評価を含まないもの
変更C	10,000円	変更の程度が軽微なもの	所在地、経営者、品質管理 責任者の変更等軽微な登 録内容の変更

※ 新規料金とは新規認証評価料金：別表1の基準（A）・（B）の料金をいう

※ 変更A及び変更Bの評価料金は評価に要する業務量を新規評価時の業務量と比較してその割合を計算します。

6. その他の料金

（1）認証書・契約書の再発行 10,000円（税別）

（2）英文認証書の発行 10,000円（税別）